

旭市学校給食センター調理業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

旭市（以下「市」という。）では、学校給食の調理業務を民間事業者委託しておりますが、令和6年度で契約期間が終了することから、令和7年4月から3年間、下記のとおり公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行います。

この実施要領は、旭市学校給食センター調理業務委託に係る民間事業者の募集に関して、必要な事項を定めたものです。

なお、この実施要領と併せて交付・公表する次の資料も本実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称します。

仕様書：市が事業者要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本業務に関する添付資料

様式集：提案書等の作成に使用する様式を示すもの

1. 業務概要

(1) 目的

学校給食に関する法令等で定められた栄養基準や衛生基準を確保し、安全でおいしい給食を提供するため、教育の一環として学校給食の意義を理解し、民間事業者の経験や知識に基づく高い技術力や企画力、指導力を活かし、旭市学校給食のさらなる質の向上を目指すことのできる事業者を選定することを目的とします。

(2) 業務名

旭市学校給食センター調理業務委託

(3) 業務内容

- ① 調理業務
- ② 配缶業務
- ③ 洗浄消毒業務
- ④ 残菜及び厨芥の集積業務
- ⑤ 清掃及び日常点検業務
- ⑥ ボイラー運転管理業務
- ⑦ 廃棄物搬出及び処理業務
- ⑧ その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

・献立作成業務、食材調達業務、給食費徴収等業務、配送回収業務、施設設備等保守点検維持管理業務

(4) 対象の施設

① 旭市第一学校給食センター

施設名	旭市第一学校給食センター
所在地	旭市二の5116番地2
建築年月	平成12年2月
建物構造	鉄骨2階建て

システム	ドライシステム
調理品目	主菜1献立制(概ね4～5品/日調理)
配食校数	小学校7校/中学校3校
調理食数	約2,900食/日
センター調理稼働日数	192日

② 旭市第二学校給食センター

施設名	旭市第二学校給食センター
所在地	旭市高生96番地
建築年月	平成24年8月
建物構造	鉄骨2階建て
システム	ドライシステム(オール電化)
調理品目	主菜1献立制(概ね4～5品/日調理)
配食校数	小学校8校/中学校2校
調理食数	約2,000食/日
センター調理稼働日数	192日

(5) 業務期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
ただし、発注者において、予算の成立を条件とする。なお、次年度以降に予算の減額または削除等の場合は、契約の変更または解除がありえるものとする。

なお、入札金額の策定においては、期間中の最低賃金・物価上昇率等の推移や「経済財政運営と改革の基本方針」を踏まえた適切な金額を算定すること。

2. 業務に要する費用(見積(提案)限度額)

585,090,000 円(税込み) 3年間分総額

なお、参考見積書の金額が、業務に要する費用(見積(提案)限度額)を超過した場合は失格とする。

3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者になろうとする者)は次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

(1) 資格要件

- ① 旭市競争入札参加業者参加名簿(委託)に、業種(中分類)「医療・医事・給食」で登録されていること。
- ② 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ③ 1日5,000食以上でアレルギー対応可能な調理を実施している学校給食調理施設又は病院等の大量調理施設での受注実績を有し、かつ現在も同様の施設で調理等業務契約を締結していること。
- ④ 説明会及び現地見学会に出席した者であること。

(2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者。
- ② 旭市の指名停止措置を受けている者。
- ③ 破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定(確定したものに限る。)を受けた場合は、この限りでない。
- ④ 最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。
- ⑥ 過去5年以内に食品衛生法の営業停止処分を受けた者。

5. 契約候補者決定方法

候補者決定までの流れは、次の通りとなる。

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| (1) 質問の受付 | 令和6年10月24日(木) 17時まで |
| (2) 質問の回答 | 令和6年10月24日(木)まで |
| (3) 参加表明書・提案書類の受付締切 | 令和6年11月 8日(金) 17時まで |
| (4) 第1次審査(書類審査) | 令和6年11月20日(予定) |
| (5) 第1次審査結果通知 | 令和6年11月27日(予定) |
| (6) 第2次審査(プレゼンテーション等) | 令和6年12月上旬(予定) |
| (7) 第2次審査結果通知 | 令和6年12月中旬(予定) |

6. 説明会及び現地見学会

- (1) 開催日時 令和6年10月17日(木) 14時～16時
- (2) 開催場所 旭市第一学校給食センター 旭市ニの5116番地2
- (3) 申込方法 令和6年10月15日(火)17時まで

法人名、参加者氏名及び参加人数を、担当部署へFAX又は電子メールにて連絡

(4) 注意事項

- ① 参加人数は、1事業者につき3名まで
- ② 実施要領等は、各自持参
- ③ 説明会不参加の事業者は、プロポーザルに参加することはできません
- ④ 人数分の細菌検査結果の原本またはコピーを持参
- ⑤ 白衣・帽子・靴は各自用意
- ⑥ 説明会及び現地見学会において、実施要領等に関する質問は不可

7. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年10月18日(金)から令和6年10月24日(木) 17時まで
- (2) 提出方法 質問書(様式1号)に内容を簡潔にまとめて記載
FAX又は電子メールにより提出
- (3) 回答方法 令和6年10月24日(木)までに市ホームページにて公開

8. 参加表明書の作成及び提出

- (1) 提出書類 参加表明書(様式2号) 原本1部
- (2) 提出期限等
 - ① 提出期限 令和6年11月8日(金) 17時まで(必着)
 - ② 提出場所 旭市高生 96 番地 旭市第二学校給食センター
 - ③ 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法(書留郵便等)とし、確認の連絡をとること。

9. 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
提案書類(様式3号～13号) 原本1部・副本10部
- (2) 作成要領
 - ① 原則としてA4判・縦型・横書き・左綴じで作成してください。
 - ② 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載してください。
 - ③ 見積額が「2. 業務に要する費用」を超える場合は、失格とします。また、異常に少額であるなど本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合があります。
 - ④ 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めて記載してください。
 - ⑤ 見積書(様式13号)を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書(様式任意)を添付してください。
 - ⑥ 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成してください。

(3) 提出期限等

- ① 提出期限 令和6年11月8日(金) 17時まで(必着)
- ② 提出場所 旭市高生 96 番地 旭市第二学校給食センター
- ③ 提出方法 持参又は郵送

なお、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法(書留郵便等)とし、確認の連絡をとること。

(4) 参加辞退届

説明会及び現地見学会に参加し、その後やむを得ず辞退をする場合は、提案書提出期限までに参加辞退届(様式14号)を提出してください。

10. 審査方法

プロポーザルの審査は以下の通りとします

- (1) 第1次審査(書類審査)

参加資格、および提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を【Ⅱ. 審査基準及び配点(1)～(3)】で示す審査基準に基づいて審査し、高い評価を得た提案者を選考します。

実施日：令和 6 年 11 月 20 日（水） 予定

(2) 第2次審査（ヒアリング等による最終審査）

第1次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記Ⅱで示す審査基準に基づいて再評価するとともに、【Ⅱ. 審査基準及び配点(4)】でヒアリング等の内容で加算点を追加し、最も優れている提案を特定します。

実施日：令和 6 年 12 月上旬 予定

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を通知します。

② 第2次審査

審査結果を書面により通知します。

Ⅱ. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 企業評価 25/100 点

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 企業理念 5 点	・学校給食に対する基本的な考え方 ・学校給食の意義や特色に対する理解度 ・学校給食調理業務に取り組む意欲	様式4号の審査
b) 業務実績 15 点	・学校給食調理業務受注実績 （学校給食センター方式等）	様式5号の審査
c) 危機管理体制 5 点	・調理事故、異物混入等発生時の対処体制 ・生産物賠償責任保険（PL保険）等の損害賠償制度の加入グレード ・災害時対応	様式6号の審査

(2) 技術力評価 65/100 点

評価項目	評価の観点	評価方法
a) 業務実施体制 10 点	・学校給食の専門性、安定的な提供に関する実施方針 ・サービス水準	様式7号の審査
b) 人員配置体制 20 点	・配置人数、組織体制 ・業務責任者等の配置 ・配置者の資格、経験内容 ・地元採用計画 ・従事者の休暇等における代替者確保体制 ・作業工程表、作業動線図	様式8号の審査

c) 衛生管理体制 20 点	・事業者としての衛生管理対策や考え方 ・指導、検査体制 ・従事者の健康管理対策	様式9号の審査
d) 研修計画、移行 準備等 5 点	・従事者に対する巡回指導及び研修計画 ・受注から給食開始までの従事者研修計画	様式10号の審査
e) アレルギー対応 食 5 点	・アレルギー対応食調理実績 ・業務実施体制	様式11号の審査
f) 食育の充実、学 校との交流企画 5 点	・食育の充実関連活動 ・学校等との交流企画	様式12号の審査

(3) コスト評価 10/100 点

評価項目	評価の観点	評価方法
受注コスト 10 点	・配置人数 ・経費負担内訳	様式13号の審査

(4) ヒアリング等の内容(第2次審査時) 100/100 点

12. 日程

公示 令和6年10月1日

説明会及び現地見学会 令和6年10月17日

質問受付締切 令和6年10月24日 17時まで

質問回答 令和6年10月24日 まで

参加表明書受付締切 令和6年11月8日 17時まで

提案書類の受付締切 令和6年11月8日 17時まで

第1次審査 令和6年11月20日(予定)

第1次審査結果通知 令和6年11月27日(予定)

第2次審査 プレゼンテーション等 令和6年12月上旬(予定)

第2次審査結果通知 令和6年12月中旬(予定)

契約候補者の決定 令和6年12月25日(予定)

業務開始 令和7年4月1日(予定)

13. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たものその他選定結果に影響を与えるような不誠実行為を行ったもの

- (6) 参考見積書の金額が、【2.業務に要する費用（見積（提案）限度額）】を超過したもの

14.契約

- (1) 市は、審査委員会の審査結果を踏まえて、一次審査（提案書類）と二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）での合計評価点が最も高い応募事業者を、契約候補者とし、随意契約の交渉を行います。その際は、あらためて見積書を提出するものとします。
- (2) 業務の目的達成のため必要な範囲において、契約候補者との協議により、提案書等の記載内容を修正・変更する場合があります。
- (3) 契約候補者と旭市契約事務取扱規程に基づき契約を締結することとし、契約締結ができないと判断した場合は、評価点の次者と契約締結に向けた交渉を行うこととなります。
- (4) 契約者は契約金額の100分の10の額の契約保証金を契約と同時に納付するものとします。ただし、旭市財務規則第148条第3項に該当する場合は、免除します。

15.その他留意事項

- (1) 市の指示がある場合を除き、提出期限以降における書類の変更、差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないものとし、参加者は、契約候補者決定前に提出書類に係る企画内容について公開等他の用途に使用する場合は、事前に市の承諾を得て行うものとします。
- (4) 市は、提出書類について、契約候補者の特定に係る業務以外には提出者に無断で使用しません。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。
- (6) 「人員配置体制に関する提案書」に記載した配置予定の業務責任者及び調理業務従事者は、原則として変更できないものとしませんが、やむを得ず変更する場合は、市と協議のうえ決定するものとします。
- (7) 旭市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位の他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当すると考えられる部分がある場合には、あらかじめ文書にて申し出てください。
なお、本プロポーザルの契約候補者特定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とします。
- (8) 提出書類は必着とし、郵便事故等に係る異議申し立ては認められません。

17.担当部署（提出・問合せ先）

旭市教育委員会 教育総務課 給食班 担当：佐々、椎名

旭市高生 96 番地（旭市第二学校給食センター）

TEL 0479-55-2246

FAX 0479-55-6155

電子メール kyusyoku-dai2@city.asahi.lg.jp